

2020年6月12日

特定非営利活動法人消費者支援かながわ  
理事長 武井 共夫 様

わしょクック株式会社

ご回答書

謹啓 早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、貴法人からの2020年5月13日付け「ご連絡」につきまして、弊社にて確認をいたしましたので、下記の通りご回答申し上げます。

何卒、ご査収の程、宜しくお願ひ致します。

謹白

記

第1. 受講規約7条

1. 受講規約7条（講座開講日以降の解約）

解約に一定の理由を限定しているものではなく一般的な理由を想定しておりますが、ご指摘のような誤解が生じるため、「解約は受講者からの申し出により認められます」に変更致します。

弊社料理教室協会のレッスンには「無料体験レッスン」と「ワンデイレッスン」と「ベーシックレッスン」と「ビジネスレッスン」の4種類がございます。それぞれ日数と受講料が違います。

「無料体験レッスン」と「ワンデイレッスン」は1日、平均3名、で実施しており講師代、会場費、事務手数料、教材代等を計算すると赤字となっております。

「ベーシックレッスン」は2日、平均2名、で実施しており同じく経費を計算するとほぼ受講料と同額となっております。もし、お一人が受講解約となってもレッスンは開催致します。一人の教材代の経費は削減されますが、事務手数料がアップするため費用は変わりません。

「ビジネスレッスン」は4日、平均2名、で実施しており弊社の利益源となっております。我々はこのレッスンを数多く実施するために他の3レッスンを実施しています。もし、お一人が受講解約となってもレッスンは開催されますが、ご指摘の通り一人の教材代の経費が高いため、事務手数料アップを考慮しても、あまる費用がでてきます。もしそれまで返金するとなれば「無料体験レッスン」と「ワンデイレッスン」の赤字分のカバーが出来なくなります。

弊社としてはご指摘にある不当利益にあたるとは思っておりません。  
何卒、宜しくお願ひ致します。

## 2. 受講規約 17条（受講資格の失効）

ご指摘どおり受講料の不返還文言を削除致します。

## 第2. 弊社からの問い合わせ

弊社は外国人向けに料理教室を開催したいと思ってられる方に受講をいただいております。  
受講いただく方は法人も個人もおられます。  
法人の方は消費者ではないと思いますが、これから教室を開催したいと思っている個人の方も  
個人事業者となるため、消費者といえるのでしょうか。  
ご教授いただければ幸いです。  
何卒、宜しくお願ひ致します。

## 第3. おわりに

当社としましても、今後も利用くださる皆様に、よりよい講座受講がいただけるよう常に努めて  
参ります。

何卒、宜しくお願ひ致します。

以上

# 外国人向け料理教室協会

## 受講規約

この度は講座にご関心をお持ちいただき、誠にありがとうございます。

受講後は、外国人向け料理教室協会の理念を継承し外国人に和食の素晴らしさを広げて行って欲しいと願っています。

受講申し込みに際しまして、**本受講規約**をお読み頂き、お申し込み時点で本規約に同意したものとさせて頂きます。

どうぞよろしくお願い致します。

### 外国人向け料理教室協講座 受講規約

#### 第1条（適用範囲）

本規約は、外国人向け料理教室協（当協会）が主催するすべての講座（以下、「本講座」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

#### 第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、当社が定める所定の方法に従って行うものとします。

#### 第3条（受講契約の成立）

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。但し、申込み後7日を経過して受講料の決済をした場合、すみやかに当社へお知らせいただき、承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとします（既に定員に達している可能性があるためです。なお、定員に達していて受講ができない場合、次期開催へ参加していただくか、決済済みの受講料の全額から返金にかかる手数料を差し引いた額を返金します。）。

#### 第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

#### 第5条（決済方法）

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

### (1) 銀行振込（一括支払い）

受講料の全額を、当社が指定する銀行口座へお振込み下さい。

（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）

振込先の銀行口座は、受講の申込みの後に当社事務局よりメール等の方法によりお知らせいたします。

### (2) クレジットカード決済

当社が、クレジットカード決済を導入している場合に限り、クレジットカード決済ができるものとします。手数料は受講生負担となります。

## 第6条（講座開催日前の解約）

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、本講座が2日以上に亘り開催される場合は、「講座開催の日」はその最初の日をいい（以下、同じ）、「講座開始」とは、その最初の日の講座が始まる時点をいいます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、郵送その他明確な方法による通知が当社に到達した時点をいいます。

講座開催日の20日前から3日前までの間にキャンセルの通知があった場合

資料返却確認後、受講料の額の50%の額

講座開催日の2日前から講座開始の24時間前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の70%の額

講座開始の24時間前以降から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の100%の額

※決済後のキャンセルは決済手数料及び、ご返金にかかる振込手数料を差し引いた額となります。

## 第7条（講座開講日以降の解約）

講座開催の日以降の解約は受講者からの解約の申し出によりは理由により認められるます。但し、解約の申し出をされても受講料の返金はいたしません。連続講座の場合は初回講座日が講座開催日となります。

## 第8条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

#### 第9条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席することができます。振替期限 1 年

#### 第10条（振替規定）

- ・振替はお申し込み 1 講座につき、1 回まで無料で次期開催講座に振替が認められています。
  - ・それ以上は 1 回 2,000 円で承ります。
  - ・オンラインへ変更される方は 1 回につき 5000 円のお手数料がかかります
- \* 人数によりご希望をお受けできない場合があります、ご了承ください。

#### 第11条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が最小開催人数（3 人）に満たない場合、当社は講座の開催の日の 1 週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、当社はその賠償の義務を負わないものとします。）。

#### 第12条（講座の受講について）

遅刻早退は 20 分までとし、それ以上は振替していただくものとします。（振替料金がかかる場合があります：規定第 10 条参照）

#### 第13条（講座修了等の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。なお、本講座が資格の認定を受けうる講座であっても、受講修了をした上で当社が別に定める要件を満たした場合に限り資格の認定を受けられるものとし、資格の認定は、保証されているものではありません。

#### 第14条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権は外国人向け料理教室協に帰属し、受講者

が外国人向け料理教室協の事前の承諾を得ず、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行わないこと。

- (1) 本著作物等の内容・画像・写真を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に伝える行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

#### 第15条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、当社によって開示された当社固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

#### 第16条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当社及び講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当社及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと
- (4) 本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

#### 第17条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当社の如何なる講座の受講もできなくなります。~~また、失効した場合においても、受講料の返金はいたしません。~~

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) 当社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) 当社又は当社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

- (5) 本講座の受講申込みその他当社に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (6) 当社の事業活動を妨害する等により当社の事業活動に悪影響を及ぼした場合

#### 第18条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。但し、ただし、事前に同社の同意を得た場合、以下の場合は、受講中の講座を継承することができるものとする。

当社の理念に共感し、代理が受講していない講座の支払いをした上で受講する場合、死亡した受講者に替わり、未受講の講座を継承し継続することができます。

#### 第19条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、当社及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第20条（不可効力免責事項）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制度、公権力による命令・処分、労働争議、輸送関係・通信回線の事故、原材料、・運賃の高騰、為替の大幅な変動、その他、当社の責に帰すことのできない不可効力による、本講座の遅滞、変更、中断、中止、又はその他本講座に関連して発生した受講者の損害について、当社は責任を負わないものとします。

#### 第21条（合意管轄）

受講者との間に本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地区裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第22条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

社団法人 外国人向け料理教室協会

2020年63月

O

O